

## 5 佐 藤 英 行 議 員

- 1 泊原発はこれまで地元経済活性化に寄与してきたのか
- 2 地方自治・市民自治と地方分権についての基本的考え方
- 3 再生可能エネルギーと省エネの推進によって脱炭素社会を



### 1 泊原発はこれまで地元経済活性化に寄与してきたのか

木村町長は11月28日の臨時議会においての、町政報告中で、岩内町は泊原発1号機建設時に2条件9項目を付して条件付き賛成とした、と述べている。町政報告において、北海道電力泊発電所3号機再稼働に向けて政府からの理解要請を受けての町の判断について、経済の活性化等を理由として再稼働について同意することとした。

2条件9項目の内容は。

また、共存共栄を謳っており、泊原発1号機稼働前と直近までの、漁業の5年ごとの漁獲量、額、漁業者の推移は。

次、水産加工業の5年ごとの工場数は、生産額の推移は。

商店の5年ごとの店舗数、および売上金額の推移は。

これらの推移をどのように評価しているのか。

再稼働に合意した現在、今後、泊原発と岩内町の経済との共存共栄をどのように図って行くつもりなのか、町の見解を求めます。

## 【答弁】

### 町長：

1項めは、2条件9項目の内容はについてであります。

はじめに、2条件であります、昭和51年12月3日開会の第6回岩内町議会臨時会においてなされた、原子力発電所の建設に関する決議の中で、北海道電力株式会社に対し、原子力発電所建設に賛成するための条件として示されたものであり、3号機建設に際し、交わした覚書についても、これを踏まえたものであります、内容は、1、地元住民の不安を解消し、生活環境保全について最善の対策を講ずることと、2、漁業との共存共栄はもとより地元産業の振興、福祉向上等の地域開発に誠意をもって対処することの2つの事項のことであります。

次に9項目でありますが、先に述べた2条件の具体的な内容について見解を示したものであります、1、地元住民の不安を解消し、生活環境保全について最善の対策を講ずることとは、原子力発電炉の安全性の問題、放射能汚染防止の問題、生活環境保全の問題、地元住民の不安解消の問題の4項目について、最善の対策を講ずるとするもので、2、漁業との共存共栄はもとより地元産業の振興、福祉向上等の地域開発に誠意をもって対処することとは、温排水の漁業に対する影響の問題、漁業補償に関する問題、漁業振興に対する対策の問題、商、工、農等の地元産業振興についての問題、建設、福祉等を含めての地域開発に対する協力の問題の5項目について、誠意をもって対処するものであり、このことを2条件9項目とし、町と北海道電力株式会社の間で確認したものであります。

2項めは、泊原発1号機稼働前と直近までの漁業の5年ごとの漁獲量、額、漁業者の推移についてであります。

まず、漁獲量、漁獲額については、北海道水産現勢における数値でお答えします。

稼働前の昭和63年は8千732トンで20億937万円、その後の、平成5年は3千266トンで10億7千8百26万7千円、平成10年は3千289トンで8億3千634万3千円、平成15年は6千470トンで12億317万9千円、平成20年は6千498トンで11億4千838万8千円、平成25年は1千486トンで4億9千309万3千円、平成30年は1千372トンで7億5千279万8千円、令和5年は1千242トンで4億748万7千円となっております。

次に、漁業者数については、国勢調査の産業別就業者数における漁業者数の数値でお答えします。

なお、稼働前の昭和60年と、平成2年、平成7年については、現在公表されておらず、把握することができないため、平成12年以降の数値をお答えします。

平成12年は179人、平成17年は160人、平成22年は128人、平成27年は82人、令和2年は68人と減少傾向で推移しております。

3項めは、泊原発1号機稼働前と直近までの水産加工業の5年ごとの工場数と生産額の推移についてであります。

水産加工事業者からの聞き取りと、泊発電所周辺地域原子力防災計画資料編のデータから、事業者数と生産量で、記録が残されている年次の範囲でお答えします。

稼働前の昭和63年は44社で1万2千934トン、その後の、平成5年は41社で9千120トン、平成8年は36社で1万3千510トン、平成19年は28社で3千426トン、平成24年は21社で2千744トン、平成29年は17社で3千390トン、令和4年は12社で1千360トンと減少傾向で推移しております。

4項めは、泊原発1号機稼働前と直近までの商店の5年ごとの店舗数、売上金額の推移についてあります。

岩内商工会議所が発行している岩内経済統計書において、記録が残されている年次での店舗数と年間商品販売額でお答えします。

稼働前の昭和63年は407軒で342億6千236万円、その後の、平成3年は398軒で327億9千826万円、平成6年は366軒で301億723万円、平成9年は339軒で265億5千179万円、平成14年は300軒で217億5千666万円、平成19年は266軒で180億3千821万円、平成26年は211軒で179億4千300万円、平成28年は172軒で155億1千903万円、令和3年は135軒で125億9千万円と減少傾向で推移しております。

5項めは、これらの推移をどのように評価しているのかについてあります。

漁業、水産加工業、商店においては、200海里規制の影響による漁場の制限や、それに伴う遠洋漁業及び沖合漁業の漁獲量の激減。消費者の魚離れに伴う水産物消費の減退。後継者の不在や事業者及び従業員の高齢化に伴う廃業など、各々の業種ごとの要因があるものの、総体的には出生数の減や転出超過など、人口減少に伴う経済規模の縮小、更には、産業構造の転換、市街地の移動、空洞化などの影響により、各数値が減少しているものと考えております。

その一方で、泊発電所における地元活用は、令和6年12月末現在になりますが、岩内町出身者で255人の雇用、北海道電力株式会社及び協力会社による地元取引額は、92億8千万円と報告されております。

このことは、泊発電所が一定数の雇用先となり、商店等においても売上げが減少する中、大事な取引先となっているなど、低迷する地域経済を支える一助となっているものと評価しております。

6項めは、再稼働に合意し泊原発と町の経済との共存共栄をどのように図っていくのか、町の見解は、についてあります。

北海道電力泊発電所は、本町のまちづくりを進める上で、長く経済的基盤を支えてきたものの1つであり、地域に与える経済的波及効果につきましては、発電所関連施設の建設や運転を通じて地元からの積極的な直接雇用が行われていることや、発電所関連業務の地元企業への業務の発注や必要な物資の調達など、商工業への経済的効果も大きく、これに関する税収増といった直接的効果や関連産業の波及なども、地域振興に大きな影響をもたらしてきたものと考えております。

また、経済的効果以外においても、財政面においては、本町は国の電源立地制度に基づく交付金の交付を受け、これまで道路、水道、教育文化施設等の整備や維持補修等の公共施設整備や地場産業の地域活性化等に活用してきたところであり、加えて、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づき、直近では義務教育学校建設事業においても補助率のかさ上げ措置を受けるなど、立地地域としての財政的な特例措置が町の経済発展と地域振興に大きな効果をもたらし、安定した住民生活の実現に寄与しているものと考えてお

ります。

町としましては、泊原発との町の経済との共存共栄については、第一に安全性が確保されているとの前提のもと、再稼働することにより、今後において様々な業務の地元企業の受注に伴う雇用の創出や経済波及効果が見込まれること、さらに、電気料の値下げは、一般家庭及び企業においても、生活、経営の安定の一助となるものと考えております。

したがいまして、この前提となる安全性の確保については、国に対し、今後も前面に立って最高レベルの科学的検討を通じて、公正な議論を醸成し、さらなる安全性の向上と国民の理解が進むよう、最大限努力していくことや避難計画を含む防災対策は、令和6年能登半島地震を含め、これまでの災害を通じて得られた教訓を踏まえ、計画のさらなる充実のための支援やその内容の確認を行うとともに、計画の改善強化を継続して取り組むことを求めるとともに、事業者に対しては、今後も積極的に万全の対策を取るよう最大限努め、地域事情を理解し、誠意ある姿勢で対応することを求めながら、町としても、原子力防災への備えには終わりはなく、日々新たに得られた知見や課題等を踏まえ、不斷の見直しとさらなる実効性の向上を図っていくという強い決意のもと、電源立地地域として利用可能となる諸制度等を十分に活用しながら、町民の皆様がこの地域で安全、安心に生活を送ることに資する施策を実行してまいります。

## < 再 質 問 >

2条件9項目のうち、漁業との共存共栄はもとより、地元産業の振興、福祉向上等の地域開発に誠意を持って対処する、とのことでありますけれども、また、北海道電力泊発電所は、本町のまちづくりを進める上で、長く経済基盤を支えてきたとも答弁しております。

しかしながら、稼働前と直近の比較では、漁獲金額は80%の減、漁業者は稼働前の資料がないということなんですので、組合員数で言いますと、1985年404人、2023年52人、87%の減であります。水産加工業者は73%の減、商店は68%の減となっています。

その原因を町長は縷々述べていますが、その条件は他の自治体もほぼ同じであり、その中に共存共栄をうたった、漁業との共同共栄はもとより、地元振興に寄与しているとは決して言えません。むしろその間、無策であったとしか判断できません。後志管内他の漁業実態と比較してみると、といいと思います。

また、平成、令和6年12月の北電からの情報で、泊発電所における地元活用は255人。4町村である地元活用金額は92億8,000万と報告しているが、これは福島原発事故による新規制基準に基づく防潮堤工事が主と推察されます。

つまり、まちづくりを進めていく上で行われたものではないということです。漁業、水産業、商業の推移を見ると、むしろ原発がその推移を押しており、働く人々は、地場産業が衰退した結果とも言えます。原発は、岩内町の地場産業にとって迷惑な施設なのです。

スマートフォンでA Iの迷惑施設を検索すると、迷惑施設とは社会全体で必要とされながらも、周辺住民にとっては環境悪化や地価下落、心理的な嫌悪感などから建設を嫌がられる施設の総称ですとあり、迷惑施設の具体例として、廃棄物処理関連、葬祭関連と並んで、原子力発電所を挙げています。

さらにA Iは、迷惑施設とみなされる施設は非常に幅広く、騒音、排気、交通量増加などの問題を引き起こす可能性があります。

これらの問題に対処するため以下の法律が制定されています。

発電施設には電源三法、核施設、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別法とA Iは答えてます。

つまり、迷惑施設としての原発に対して交付金は、いわば迷惑料と言えます。このような施設とどのように雇用の創出と経済波及効果を地場産業振興の立場から図っていくのかであります。

## 【答 弁】

### 町 長 :

本町の地場産業については、泊発電所1号機の営業運転開始以降、漁場の制限や、水産漁獲量の減衰、後継者不在や高齢化に伴う廃業など、様々な状況変化の中、人口減少に伴う経済規模の縮小や産業規模の転換などの大きな要因により、昭和から平成、令和と数値が減少しているところではありますが、この地域にとって、原子力発電所が、安定した地元雇用や地元商店等における大事な取引先として、低迷する地域経済を支える一助になっており、このことは、泊発電所が一定数の雇用先となり、商店等においても売上げが減少する中、大きな存在として、低迷する地域経済を支えてきたものと評価しております。

こうした中、国の理解要請にあたっては、岩宇地域経済協議会や岩内郡漁業協同組合のほか、関係団体との意見交換の場を含め、様々な分野からも、原子力発電所はこの地域の振興や活性化に必要であるなど、再稼働に期待する声が強く寄せられてきたところであり、また、電気料の値下げも、長引く物価高騰等の影響により負担や不安が高まる中にあって、一般家庭や企業にとっても生活面、経営面双方において安定や安心に向けた一つの光明となる大きな要素であると考えております。

いずれにしましても、原子力発電所については、第一に安全性が確保されているとの前提のもと、再稼働することで様々な波及効果を生み出し、電力の安定供給と価格安定につながるものと考えておおり、今後も、これまでどおり立地地域の強みを活かした地域振興を進めていくことにより、泊発電所と町の経済との共存共栄を図ってまいりたいと考えております。

## 2 地方自治・市民自治と地方分権についての基本的考え方

国は、地方創生をデジタル田園都市国家構想とし、従来の地域振興にデジタルの活用という要素を加えた形で、自治体の提案を奨励している。また、ゼロカーボン政策も同様に、自治体の先進的な実践を促している。

国が制定した法律の中で政策目的を示し、事業を具体化する前提条件として、補助金や交付金の交付を誘因として自治体に計画を策定させている。多種多様な計画、ビジョンは、計画集権とも言われており、それが増加している背景には、補助金や交付金を配分する条件として、個別計画を自治体に、自発的に策定させている実態がある。

これは、地方分権の理念である自治体の自主性尊重、国から地方への関与の縮小、廃止と相反しており、計画策定の事務量の増加も発生している。自治体職員は単なる業務遂行マシンとなって日々と業務をこなすことになる。地方分権の考え方だけでは厄介な業務の押し付け先ともなり、そこに地方自治、市民自治の定着が必要なのである。

町長の地方自治、市民自治と地方分権についての考え方をお伺いいたします。

## 【答弁】

### 町長：

始めに、地方分権につきましては、大きな転換点として、平成11年の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる地方分権推進法が制定され、地方自治法第1条の2に、国及び地方公共団体が分担すべき役割が新たに設けられました。

その規定では、国と地方公共団体との新たな対等、協力関係のもと、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、国と地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、国が地方公共団体に対する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならないと定められております。

私としては、この規定に沿って、国においては、国が本来果たすべき役割を重点的に担うこと、住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体にゆだねられることが、地方分権を定義するものと認識しております。

次に、その地方分権を踏まえての、地方自治、市民自治についてであります  
が、私はかねてから、これからのかまちづくりには、地域特性を生かした個性ある地域づくりを自主的、自律的に進めていくことが重要であり、そのためには、住民、議会、行政がそれぞれの役割のもと情報を共有し、住民がまちづくりへ参加しやすい環境整備を図り、住民と行政が同じ立場で目的を共有し、役割と責任を定め、協力し合いながら取り組んでいくことこそが、自治の基本であると考えております。

したがいまして、こうした考え方のもと、令和3年に町の最上位計画に位置付けられる、岩内町総合振興計画を策定するとともに、令和6年度には、各分野の中心的計画と位置付けられる、ゼロカーボンビジョン、健康寿命延伸プラン、立地適正化計画、産業振興プランの4つの個別実施計画を策定しておりますが、この4計画については、本町の現在から未来に向けた課題に対応するため、町が自主的に策定したものであり、また、策定に当たっては、ワークショップの開催や住民対話など、住民参加型の手法も取り入れているところであります。

こうした中、現在、総合振興計画については、社会情勢や各分野の個別実施計画との整合を図るべく、後期計画の策定に取り組んでおり、町の最上位計画に掲げる目指すべきまちの姿を町民とともに創造し、さらにその基本理念である、健やかなまちづくりをともにかたちにし、このまちで暮らし住み続ける住民の皆様から、信頼と共に感を得て、誰もが豊かさを実感できることが、まちが進めていく、地方自治、市民自治のあり方であると考えております。

### 3 再生可能エネルギーと省エネの推進によって脱炭素社会を

町は2024年、岩内町ゼロカーボンビジョンを策定した。日本環境技研株式会社に委託しての策定である。

ゼロカーボンと脱炭素を実現するためには、再生可能エネルギーと省エネの両方の実現を追求することが不可欠である。

環境省の町におけるデータは、部門、分野別CO<sub>2</sub>排出量の構成比のうちの家庭部門では2013年度3万9千トンで31%、2022年度2万8千トンで37%、絶対量が減少しているが他の部門より比率は高くなっている。ビジョンには省エネの言及が弱い。

本年、当別町の木質バイオマスの調査に参加することができた。当別町の行政主導で始まったプロジェクトは民間業者に引き継がれた。公園、街路樹、防風林、河川支障木、河川の維持管理で発生する、これが全国利用度は約15%を廃校になった学校のグラウンドに集積し、体育館で大型チップ製造機によりチップを製造、そしてそこに堆積する。そして、学校などの公共施設の木質チップボイラへ運搬供給。供給された公共施設は熱量、また、ジュールによって支払いをしてます。

木質ペレット使用のストーブ、3重窓など省エネエコアパートも視察してきました。

十勝管内清水町では家畜の糞尿を利用したバイオガス発電で全87箇所の公共施設に供給するとの報道があった。

また、増毛漁業協同組合と日本製鉄が協業して取り組んでいる、鉄鋼スラグを利用した藻場造成事業を見学する機会があり、本事業を実施することにより藻場は着実に拡大、ウニ漁獲高も増加との評価をしている。同じような事業を後志管内では泊村と古平町で漁協が日本製鉄と協業して実施している。海藻などの海洋植物は、陸上の森林に比べてCO<sub>2</sub>の吸収効率が高いとされています。このような事業は海の森づくり、すなわちブルーカーボンの創出であります。

このように、各地で、様々な取り組みが行われており、当町でも今ある資源を見据え、これからのかまちづくりを考えることが求められている。

例えば、藻場の創生によるブルーカーボン、省エネ住宅の推進、家庭用太陽光パネル、蓄電器導入への補助、海洋深層水の活用等である。

海洋深層水は約2°C、取水した時点で7°Cくらいと温度が低温安定している。この低温安定性を利用して、海洋深層水取水施設にデータセンターを併設できないだろうか。

データセンターは次世代半導体製造と同様に、冷却するために膨大な電気を消費する。その電気の代わりに海洋深層水の低温を利用することはできないだろうか。データセンターのサーバーは高性能化が進んでおり、高い処理能力になるほど高い熱を発する。これまでサーバールームの室温を下げる空冷技術で冷やしてきたが、そのために多くの電力が必要になる。冷やす方法として、①空冷に加え、②水冷、③液浸が考えられている。データセンターを冷やした深層水はその次のステージで再利用も可能になる。また、20°C以上の温度差があれば可能と言わわれているバイナリ発電、温度差発電の可能性もある。

再エネ、省エネを重大な課題と位置づけ、また内容も広範囲に及び、だれが、いつ、どの様にして、を明確にした今後の具体的な実践が求められる。

ゼロカーボンを推進、実践していく年次計画は。

推進、実施主体は。

推進、実践をしていくうえで、専門部署の設置が必要ではないのか。

## 【答弁】

### 町長：

1項めは、ゼロカーボンを推進、実践していく年次計画は、についてであります。

本町では、令和6年6月環境に優しい地域社会の形成と地域が一体となって未来を育むとともに、地域脱炭素を実現するための指針となる、岩内町ゼロカーボンビジョンを策定し、2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロとする、岩内町ゼロカーボンシティの実現を目指すことを宣言しました。

本ビジョンにおいて、ゼロカーボンを推進、実践していく年次計画については設定しておりませんが、人と自然にやさしい安心して暮らせる持続可能なゼロカーボンシティの実現という基本理念のもと、4つの基本方針と5つの重点施策を掲げており、さらに各重点施策ごとに具体的な対策を設定しております。

今年度においては、重点施策の1つである再生可能エネルギーの導入に際しまして、自然環境や住環境等へ配慮するため、再生可能エネルギーの設置を進めてもよい促進区域と、設置を回避すべき保全区域を明確にし、町内における再生可能エネルギーの導入を適切に誘導していくことを目的とした、再生可能エネルギーゾーニングマップの作成に取り組んでいるところであります。

今後につきましては、ゼロカーボンビジョンを具体的に実行するための計画である地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定を取り進め、その中で、各種施策を実行していく年次計画となる、ロードマップの作成について適宜検討してまいります。

2項めは、推進、実施主体はについてであります。

岩内町ゼロカーボンビジョンにおける推進体制においては、町が主導して基本理念や重点施策を実現するための取組を推進するとともに、地域住民や地域事業者等が実施主体となり、それぞれが連携を図りつつ期待される役割を果たすこととなっております。

また、本ビジョンの進行を管理するため、地域住民や関係団体、学識者などで構成する岩内町ゼロカーボン推進協議会を設置し、P D C Aサイクルに基づき、施策の進捗について検証、評価し、状況に応じて見直しを行うこととしております。

3項めは、推進、実践をしていくうえで、専門部署の設置が必要ではないのか、についてであります。

ゼロカーボンの取組は、単に温室効果ガスの排出をゼロにすることを目的とするのではなく、地域の課題と有機的に連携させ、地域の環境、経済、社会に好循環を促すことで、課題解決並びに地域の活性化を図ることを目的としていることから、各施策については横断的であり、また、業務内容においても多岐にわたるため、様々な分野で協力、連携が必要であるとともに、専門的な知見などが必要となります。

しかしながら、町においては、限られた人員や予算の中で、事業運営を進めなければならぬため、現段階において専門部署を設置する考えには至っておりませんが、地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定し、各種施策を実施していくうえにおいて、より専門的な知見を要することから、推進段階に応じた体制づくりについての検討が必要になるものと考えており、町民の皆様が快適に暮らせて、地球環境にもやさしい社会の実現に向け、適宜、必要な対応をしながら、各種事業の推進に取り組んでまいります。

## < 再 質 問 >

地域の課題を有機的に連携させ、地域の環境、経済、社会に好循環を促すことで、課題解決並びに地域の活性化を図ることを目的、横断的、業務内容は多岐、専門的知見が必要と述べてます。だからこそ、専門部署を設け、そこから推進母体を作つて実践していくことが必要ではないのでしょうか。

年次計画を作成していないということですが、年次計画を作成実践していくことが、2050年までにということが担保されるのではないですか。

3点目に、省エネに言及する項目がないというのはどうして、どうしてなのか。

最後にキットブルー、4町村で作りましたキットブルーのリーフレットに書いていた言葉です。

できることは無限にある。できない理由はいらない。やるという選択肢を増やそう。

以上です。答弁を求めます。

## 【答弁】

### 町長：

1項めの、専門部署を設け、そこから推進母体をつくり実践していくことが必要なではないのかと、2項めの、年次計画を作成、実践していくことが2050年までにということが担保されるのではないか、については関連がありますので、併せてお答えします。

町では現在、再生可能エネルギー資源マップの作成に取り組んでおり、本マップ作成後2年以内には、ゼロカーボンビジョンを具体的に実行するための計画である地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定しなければならないことから、その中で、各種施策を実行していく年次計画となる、ロードマップの作成について検討をしてまいります。

また、専門部署の設置につきましても、地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定し、各種施策を実施していくうえで、より専門的な知見を要することから、推進段階に応じた体制づくりの検討をしていくこととしております。

3項めは、省エネに言及する項目がないのはどうしてか、についてあります。

省エネに関する項目については、岩内町ゼロカーボンビジョンにおける重点施策の一つとして、快適性を損なわない省エネ型ライフスタイルの構築を掲げ、その具体的対策としてゼロカーボン住宅、建物の推進や、省エネ型機器の購入支援などを講じることとしており、地域住民の快適性を向上しつつ、省エネ型のライフスタイルを推進することについて、本ビジョンに登載しております。